

○岡山市教育委員会懲戒処分の基準に関する規程

平成19年1月1日

市教育委員会訓令甲第13号

改正 平成22年6月29日市教育委員会訓令甲第5号

平成25年10月22日市教育委員会訓令甲第8号

(目的)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）

第29条第1項の規定による懲戒処分を厳正かつ公平に行うため必要な基準を定めることにより、公務員倫理の保持及び服務規律の確保を図り、もって、市民の信頼に応えることを目的とする。

(懲戒処分の基準)

第2条 職員が行った行為が別表左欄に掲げる違反行為に該当するときは、当該職員が行った行為の動機、態様及び結果、故意又は過失の度合い、他の職員及び社会に与える影響、当該職員の職責、当該行為の前後における当該職員の態度等を考慮し、当該違反行為に応じ同表右欄に掲げる懲戒処分の種類のうち一の種類（懲戒処分の種類が一である場合にあっては、当該種類の懲戒処分）を行うものとする。

(違反行為に該当する複数の行為を行った場合の取扱い)

第3条 職員が別表左欄に掲げる違反行為に該当する行為を二以上行ったときは、当該職員に対し、当該違反行為に応じ同表右欄に掲げるそれぞれの懲戒処分の種類のうち最も重い懲戒処分（懲戒処分の種類が一である場合にあっては、当該種類の懲戒処分。以下同じ。）より重い懲戒処分を行うことができる。

2 前項の規定により重い懲戒処分を行うときは、別表左欄に掲げる違反行為に応じ同表右欄に掲げる懲戒処分の種類のうち最も重い懲戒処分が停職の場合にあっては免職、減給の場合にあっては停職、戒告の場合にあっては減給とする。

(情状等による加重及び軽減等)

第4条 前2条の規定により懲戒処分を行う場合において、次の各号のいずれかの事由があるときは、これらの規定により行うことのできる懲戒処分より重い懲戒処分を行うことができる。

- (1) 職員が行った行為の態様等が極めて悪質であるとき。
- (2) 職員が行った行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき。
- (3) 職員が管理又は監督の地位にあるなどその占める職の責任の度が特に高いとき。
- (4) 職員が違反行為に該当する行為を行ったことを理由として過去に懲戒処分を受けたことがあるとき。

2 前項の規定に基づき、前2条の規定により行うことのできる懲戒処分より重い懲戒処分を行うときは、別表左欄に掲げる違反行為に応じ同表右欄に掲げる懲戒処分の種類のうち最も重い懲戒処分（前条の規定により最も重い懲戒処分よりも重い懲戒処分を行うことができる場合にあつては、当該重い懲戒処分）が停職の場合にあつては免職、減給の場合にあつては停職、戒告の場合にあつては減給とすることを原則とする。

第5条 第2条又は第3条の規定により懲戒処分を行う場合において、次の各号のいずれかの事由があるときは、これらの規定により行うことのできる懲戒処分より軽い懲戒処分を行うことができる。

- (1) 職員の日頃の勤務態度が極めて良好であるとき。
- (2) 職員が自らの行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。
- (3) 職員が行った行為の違反の程度が軽微である等特別の事情があるとき。

2 前項の規定に基づき、第2条又は第3条の規定により行うことのできる懲戒処分より軽い懲戒処分を行うときは、別表左欄に掲げる違反行為に応じ同表右欄に掲げる懲戒処分の種類のうち最も軽い懲戒処分（懲戒処分の種類が一である場合にあつては、当該種類の懲戒処分）が免職の場合にあつては停職、停職の場合にあつては減給、減給の場合にあつては戒告とすることを原則とする。

第6条 職員が行った行為が別表左欄に掲げる違反行為に該当する場合において、当該職員が行った当該違反行為の態様等に照らし懲戒処分を行わないことに相当の理由があると認められるとき（原則として当該違反行為に応じ同表右欄に掲げる懲戒処分の種類に戒告が含まれているときに限る。）は、懲戒処分を行わないことができる。

（別表に掲げられていない行為の取扱い）

第7条 別に定めるものを除き、職員が行った行為が地公法第29条第1項各号に該当する場合であつて、別表左欄に掲げる違反行為に該当しないときは、当該行為に類似する

同欄に掲げる違反行為に対する懲戒処分を取扱いに準じて当該行為に対する懲戒処分を決定するものとする。

附 則

この訓令は、平成19年1月15日から施行し、この訓令の施行後に行われた行為について適用する。

附 則（平成22年市教育委員会訓令甲第5号）

この訓令は、平成22年7月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後に行われた行為について適用する。

附 則（平成25年市教育委員会訓令甲第8号）

この訓令は、平成25年11月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後に行われた行為について適用する。

別表（第2条関係）

違反行為		懲戒処分の種類	
一 般 服 務 関 係	欠勤	正当な理由なく10日以内の間、勤務を欠くこと。	減給又は戒告
		正当な理由なく11日以上20日以内の間、勤務を欠くこと。	停職又は減給
		正当な理由なく21日以上の間、勤務を欠くこと。	免職又は停職
	遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠くこと。	戒告
	休暇の虚偽申請	病気休暇，特別休暇等について虚偽の申請をすること。	減給又は戒告
	勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱し若しくは私的な行為を繰り返し行うなどして職務を怠り，又は職務遂行にあたって上司の職務上の命令に従わないこと等により公務の運営に支障を生じさせること。	減給又は戒告
	職場内秩序びらん乱	職員に対する暴行により職場の秩序を乱すこと。	停職又は減給
	職員に対する暴言により職場の秩序を乱すこと。	減給又は戒告	

虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行うこと。	減給又は戒告
秘密漏えい	職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせること。	免職又は停職
個人情報の不正利用	職務上知ることのできた個人情報を職務外の目的で利用すること。	免職，停職，減給又は戒告
兼業の許可を得る手続の懈怠	営利企業の役員等の職を兼ね，若しくは自ら営利企業を営むことの許可を得る手続又は報酬を得て，営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね，その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り，これらの兼業を行うこと。	減給又は戒告
セクシュアル・ハラスメント	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし，又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をすること。	免職又は停職
	相手の意に反することを認識の上で，わいせつな言辞，性的な内容の電話，性的な内容の手紙・電子メールの送付，身体的接触，つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返すこと。	停職又は減給
	相手の意に反することを認識の上で，わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させること。	免職又は停職
	相手の意に反することを認識の上で，わいせつな言辞等の性的な言動を行うこと。	減給又は戒告
収賄	職務に関し賄賂を收受し，又はその要求若しくは約束をすること。	免職又は停職

幼 児 児 童 生 徒 関 係	体罰	幼児児童生徒を死亡させ、又は幼児児童生徒に重篤な傷害を負わせること。	免職、停職又は減給
		幼児児童生徒に傷害を負わせること。	停職、減給又は戒告
公 金 又 は 市 の 財 産 取 扱 い 関 係	横領	公金又は市の財産を横領すること。	免職
	窃取	公金又は市の財産を窃取すること。	免職
	詐取	人を欺いて公金又は市の財産を交付させること。	免職
	紛失	公金又は市の財産を紛失すること。	戒告
	盗難	重大な過失により公金又は市の財産の盗難に遭うこと。	戒告
	市の財産損壊	故意に職場において市の財産を損壊すること。	減給又は戒告
	出火・爆発	過失により職場において市の財産の出火又は爆発を引き起こすこと。	戒告
	諸給与の違法 支払・不適正受 給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給し、又は故意に届出を怠り、若しくは虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給すること。	減給又は戒告
	公金又は市の 財産の処理不 適正	自己保管中の公金の流用等公金又は市の財産の不適正な処理をすること。	減給又は戒告
コンピュータ の不適正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせること。	減給又は戒告	
倫	利害関係者と	岡山市教育委員会職員倫理規程（平成18年市教育	免職、停職、減給

理 規 程 関 係	の間における 禁止行為	委員会訓令甲第8号。以下「倫理規程」という。) 又は戒告	
		第5条第1項第1号の規定に違反して利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること。	
		倫理規程第5条第1項第1号の規定に違反して利害関係者から不動産の贈与を受けること。	免職又は停職
		倫理規程第5条第1項第2号の規定に違反して利害関係者から金銭の貸付けを受けること。	減給又は戒告
		倫理規程第5条第1項第3号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品の貸付けを受けること。	減給又は戒告
		倫理規程第5条第1項第3号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で不動産の貸付けを受けること。	停職又は減給
		倫理規程第5条第1項第4号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。	免職、停職、減給 又は戒告
		倫理規程第5条第1項第5号の規定に違反して利害関係者から未公開株式を譲り受けること。	停職又は減給
		倫理規程第5条第1項第6号の規定に違反して利害関係者から供応接待を受けること。	停職、減給又は戒告
利害関係者以外の者との間における禁止行為	倫理規程第7条第1項の規定に違反して利害関係者に該当しない事業者等から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けること。	減給又は戒告	
	倫理規程第7条第2項の規定に違反して自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者である	減給又は戒告	

		かどうにかかわらず、それらの行為が行われた場所に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせること。	
	講演等に関する規制	倫理規程第8条の規定に違反して倫理監督者の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演を行うこと。	減給又は戒告
	贈与等の報告	倫理規程第10条の規定に違反して贈与等報告書を提出しないこと。	戒告
		倫理規程第10条の規定に違反して虚偽の事項を記載した贈与等報告書を提出すること。	減給又は戒告
公務外非行関係	放火	放火をすること。	免職
	殺人	人を殺すこと。	免職
	傷害	人の身体を傷害すること。	停職又は減給
	暴行・けんか	人を傷害するに至らない暴行を加えること又はけんかをすること。	減給又は戒告
	ドメスティックバイオレンス	ドメスティックバイオレンス事件で、配偶者等への身体への暴力を防ぐため、裁判所から接近禁止等の保護命令が出されること。	減給又は戒告
	器物損壊	故意に他人の物を損壊すること。	減給又は戒告
	横領	自己の占有する他人の物（公金及び市の財産を除く。）を横領すること。	免職又は停職
	窃盗・強盗	他人の財物を窃取すること。 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取すること。	免職又は停職 免職
詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物	免職又は停職	

		を交付させること。	
賭博		賭博をすること。	減給又は戒告
		常習として賭博をすること。	停職
麻薬・覚せい剤等の所持又は使用		麻薬・覚せい剤等を所持又は使用すること。	免職
酩酊による粗野な言動等		酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をすること。	減給又は戒告
淫行		18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をすること。	免職又は停職
痴漢行為		公共の乗物等において痴漢行為をすること。	停職又は減給
飲酒運 転 関 係	酒酔い運転	酒酔い運転をすること。	免職又は停職
		酒酔い運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせること。	免職
	酒気帯び運転	酒気帯び運転をすること。	免職、停職又は減給
		酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせること。	免職又は停職
		酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせ、及び事故後の措置義務違反をすること。	免職
	飲酒運転者への車両提供、飲酒運転車両への同乗行為等	飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒を勧めること又は職員の飲酒を知りながら当該職員が運転する車両に同乗すること。	免職、停職、減給又は戒告
監	指導監督不適	職員が懲戒処分を受けた場合で、当該職員に対して	減給又は戒告

督 責 任 関 係	正	管理監督者の立場にあったものが、その指導監督に 適正を欠くこと。	
	非行の隠ぺい 又は黙認	管理監督者の立場にあるものが、その管理監督下に ある職員の違反行為を知得したにもかかわらず、そ の事実を隠ぺいし、又は黙認すること。	停職又は減給